

広島県教育委員会訓令第一号

本 方 機 関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する

訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第六条第二項の規定により休憩時間を短縮する職員及び条例第八条の規定により早出遅出勤務をさせる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第三号において「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

四 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第六条第二項の規定により休憩時間を短縮する職員

五 条例第八条の規定により早出遅出勤務をさせる職員

第二条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第四項及び第五項中「振替え」を「振替」に改める。

第八条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第九条第三項中「第六条第四項」を「第二条第五項の規定による週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更、同条第六項の規定による休日の代休日の指定、第六条第四項」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十年四月一日から施行する。